

日本放送協会平成21年度財務諸表  
に添える監査委員会の意見書

放送法第40条第1項に基づき、日本放送協会平成21年度財務諸表（協会全体財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び協会全体キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書）に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

平成22年6月18日

日本放送協会監査委員会

監査委員（常勤） 井原 理代

監査委員 岩崎 芳史

監査委員 小林 英明

(序文)

日本放送協会（以下、「協会」という。）監査委員会は、放送法第40条の2により協会の財務諸表に関する監査を行うことと定められている。

本意見書は、協会の平成21年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）財務諸表に関する監査について記したものであり、監査結果としては、同法同条により20年度から会計監査人の監査があわせて法定されたことに基づき、会計監査人の監査報告の相当性について意見を示す。

## I 監査の方法及びその内容

監査委員会は、同法第40条の3に基づき任命された会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するため、会計監査人から事前に、監査の方針、方法及び計画並びに体制等、期中には、各四半期をそれぞれ対象期間とする監査の実施状況等、及び会計処理の変更等について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

あわせて、決算日後に会計監査人が内部監査室と連携して行った現金及び有価証券等の実査の報告を常勤監査委員が受け、それらの実在性を確認した。

監査委員会は、平成22年6月11日に、会計監査人から「独立監査人の監査報告書」及び「監査結果報告書」を受け取り、同人が監査人の独立性として常に公正不偏の態度を保持す

るとともに独立性に関する方針並びに手続を遵守したこと、及び同人の職務の執行状況等について報告を受け、重点監査項目、経費計上の網羅性、監査日数、IT関係、連結財務諸表等について説明を求めた。

また、監査委員会は、財務諸表、会計処理の変更等について、必要に応じて経理局に説明を求めた。

以上の方法に基づき、監査委員会は、平成21年度財務諸表につき、検討した。

## II 監査の結果

会計監査人の監査の方法及び結果（「財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」）は、相当と認める。

以上